人事異動

内　閣

○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　藤井　裕久
経済産業大臣直嶋正行海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月七日）
○経済産業大臣臨時代理解職
　国務大臣　藤井　裕久
経済産業大臣直嶋正行帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月八日）
　外務大臣　岡田　克也
　経済産業大臣　直嶋　正行
第二十一回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表を命ずる
期間は平成二十一年十一月二十六日までとする
（各通）
　（経済局長）外務事務官　鈴木　庸一
　（通商政策局長）経済産業事務官　岡田　秀二
第二十一回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十一年十一月二十六日までとする
（各通）
　（大臣官房審議官兼経済局）外務事務官　平松　賢司
　（大臣官房審議官）経済産業事務官　塩田　誠
第二十一回アジア太平洋経済協力閣僚会議日本政府代表随員を命ずる
期間は平成二十一年十一月二十六日までとする
（各通）
　（社団法人全国底曳網漁業連合会顧問）　今村　弘二
　（経済局経済安全保障課企画官）外務事務官　青木　豊
北太平洋溯河性魚類委員会委員たる日本政府代表を免ずる（各通）
　（大臣秘書官事務取扱）同　石川　浩司
日本・シンガポール新時代経済連携協定第五十二条に基づく合同委員会日本政府代表を免ずる
　（経済局国際経済課長）同　松浦　博司
相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定に基づく合同委員会日本政府代表を免ずる
（大阪簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　加藤　敏広
願により本官を免ずる（以上十一月十日）

内閣府

　内閣府本府参与　宮脇　淳
地方分権改革推進委員会事務局長の併任を解除する
願により内閣府本府参与を免ずる（十一月九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月十日午前十一時五分御出門、天皇陛下御在位二十年記念公文書特別展示会を御覧のため、国立公文書館（千代田区）へ行幸啓、同十一時四十四分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十一月十一日ポーランド国の独立記念日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区等の指定についての一部を改正する件

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年５月19日法律第75号）第43条第１項の規定に基づき、タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区等の指定について（昭和48年８月８日付け東京陸運局長公示）の一部を次のように改正し、平成21年11月30日から適用することとしたので、同条第４項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 12 日

関東運輸局長　神谷　俊広

「１指定するタクシー乗場」中、「銀座地区３号乗場東京都中央区銀座６丁目４番地先」を「銀座地区３号乗場東京都中央区銀座５丁目２番地先」に、「銀座地区13号乗場（無線タクシー専用）東京都中央区銀座５丁目２番地先」を「銀座地区13号乗場（無線タクシー専用）東京都中央区銀座６丁目４番地先」に、「銀座地区14号乗場（無線タクシー専用）東京都中央区銀座７丁目４番地先」を「銀座地区14号乗場（無線タクシー専用）東京都中央区銀座６丁目５番地先」に、「銀座地区15号乗場（無線タクシー専用）東京都中央区銀座８丁目４番地先」を「銀座地区15号乗場（無線タクシー専用）東京都中央区銀座７丁目４番地先」に改め、「銀座地区16号乗場（無線タクシー専用）東京都中央区銀座５丁目３番地先」を削除し、同項に「銀座地区５号乗場東京都中央区銀座６丁目１番地先」、「銀座地区11号乗場東京都中央区銀座６丁目５番地先」を追加する。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合健和会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月13日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 11 月 12 日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表

埼玉県	みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさと健和クリニック及びまちかどひろばクリニック
東京都	柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、かもん宿診療所、柳原腎クリニック、柳原歯科、柳原ホームケア診療所、老人保健施設千寿の郷、四ツ木診療所、蒲原診療所、蒲原歯科診療所、すみだ共立診療所、江東診療所及び扇橋診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本赤十字労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月13日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 11 月 12 日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表

北海道	旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、函館赤十字病院、北海道赤十字血液センター室蘭出張所及び北海道函館赤十字血液センター
青森県	八戸赤十字病院
岩手県	盛岡赤十字病院
宮城県	石巻赤十字病院
秋田県	秋田赤十字病院及び秋田県赤十字血液センター
福島県	福島赤十字病院
埼玉県	さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター及び埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所
千葉県	成田赤十字病院
東京都	日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院
神奈川県	津久井赤十字病院
富山県	富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院
石川県	金沢赤十字病院
山梨県	山梨赤十字病院
長野県	松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院
三重県	山田赤十字病院及び山田赤十字老人保健施設
滋賀県	大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院及び滋賀県赤十字血液センター
京都府	京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園及び高槻赤十字病院
兵庫県	神戸赤十字病院、神戸赤十字病院附属須磨診療所及び兵庫県赤十字血液センター